

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、国民年金に任意加入してからは、一度も欠かすことなく、国民年金保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、申立期間の国民年金保険料が現年度内に納付されていることが明らかである。

また、国民年金保険料の還付整理簿によると、申立人について、申立期間の保険料が重複して納付されたことから、社会保険事務所が申立人に対して、申立期間に係る6か月分の保険料を還付していることが確認できるが、重複分のみの保険料を還付したのであれば、本来、申立期間の保険料は納付済みとされるところ、納付記録では未納とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、国民年金に加入してからしばらくの間は、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 63 年 4 月に結婚した後に、家族のことを考えて、怪我をして働けなくなった時に障害基礎年金が受給できるように1年分の保険料をさかのぼって納付し、その後の保険料については、金融機関で3か月毎に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間前後の期間の国民年金保険料は平成3年3月8日に一括して納付されていることが確認できることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの期間、44年3月、47年4月から49年11月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から44年3月まで
② 昭和47年4月から49年11月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで

私は、国民年金に加入後の昭和54年7月ごろ、国民年金保険料の特例納付について、テレビや新聞で盛んに報道されていたことから、将来1人になった場合の備えが不可欠と考え、未納となっていた20歳以降の保険料をすべて納付しようとして決意した。当時は経済的に余裕があったので、特例納付のため30万円程度を持参し市役所に出向いた。担当職員から、「何年度分納付したいのか」、「厚生年金保険期間はあるか」、「夫の厚生年金保険期間はあるか」、「いつ結婚したのか」などを尋ねられた後、納付額を計算してもらい、用意した金額で足りたことから、その場で納付した。

納付後、夫から「将来、国民年金がどうなるか分からないのに馬鹿なことをするものだ。」と言われたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料を特例納付したのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和54年7月ごろに、特例納付により20歳以降の未納となっていた国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は同年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、同年7月ごろは、第3回の特例納付が実施されていた時期であり、特例納付の最後の機会と

して幅広く広報が行われていたことが確認できる上、申立期間のうち厚生年金保険被保険者期間を除く期間は強制加入期間であり特例納付することは可能であったこと、特例納付をした動機は明確であること、及び特例納付を行った際の記憶も具体的かつ鮮明であることから、申立内容に特段不合理的な点は見当たらない。

また、申立人が特例納付したとする保険料額は、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除いた特例納付が可能な期間の実際の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人が特例納付した際にその夫は、「将来どうなるか分からない国民年金の保険料を納めても意味がないとのことを妻（申立人）に言った記憶がある。」旨証言している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 44 年 2 月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は特例納付に当たっては、市の担当職員から、申立人及びその夫の厚生年金保険の加入期間等について聴取されたと記憶していることから、特例納付保険料の計算は申立人が厚生年金保険被保険者期間を除外していたものとするのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月までの期間、44 年 3 月、47 年 4 月から 49 年 11 月までの期間及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の妻は会社を退職後しばらくしてから、市役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、出張所の窓口の職員から、私の昭和 36 年 4 月からの国民年金保険料をさかのぼって納付できると説明を受けたことから、私がお金を用意し、私の妻が一括して申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料を一括して納付した記録が残っていないことに納得がいかない。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 47 年 12 月までの期間については、申立期間の国民年金保険料を納付した約 1 年後に、市役所から納付書が送付されてきたことから、妻が納付し領収書を所持しているし、48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間についても、保険料を納付し領収書を所持しているので、その期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行った後に、昭和 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 9 月に払い出されていることが確認できることから、この時期は、第 2 回の特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入期間であり保険料を納付することは可能であったとともに、申立人の妻が一括して納付したとする申立期間の保険料額は、申立期間について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額におおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の特例納

付の国民年金保険料について、申立人は当該期間の保険料の領収証書（領収日付は 50 年 9 月 22 日）を所持しており、その記載から申立内容に信憑性が認められる上、当該特例納付が先に経過した 36 年 4 月からの納付とされず、当時、行政側の事務処理に過誤があった可能性がある。

さらに、申立人及び申立人の妻に対して口頭意見陳述を実施したところ、申立人は国民年金加入当初の市出張所職員とのやり取りや、特例納付を行ったとする当時、確定申告を行ったとする管轄税務署の組織変更の状況等を具体的かつ鮮明に記憶しており、その内容は正確であることが確認できる。

加えて、申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料約 13 万円を夫から渡されたので、私が納付書に添えて納付した。また、その後、約 1 年経って市役所から納付書が送られてきたので自分の手持金から約 5 万円を納付した。」旨証言している。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間の保険料を前納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、平成7年3月に夫が退職したので、同年4月に国民年金の種別変更手続きを行い、その後、納付書により国民年金保険料を納付していた。私は、国民年金に任意加入後は、すべて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、保険料を前納するなど、保険料の納付意識は極めて高かったものと認められる。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であることから、極めて納付意識が高いと認められる申立人が、わずか1か月の申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間に近接する期間について、誤って重複して納付書が発行され、その後、約2年間に渡り保険料が還付されなかったことが確認できるなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に他市から転入し、同年 5 月から夫が自営業を始めたが、経済的事情から市役所で申請し、国民年金保険料の免除を受けた。

その後も、毎年市から郵送されるはがきを持参の上、夫が市役所で夫婦二人分の保険料の免除申請の手続を行っていた。

申立期間が申請免除期間とされず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月に他市から転入した直後、新しい住所地の市役所でその夫が国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、同市の国民年金被保険者カードには、52 年 4 月に職権免除が行われたと解される押印が確認でき、同市では、この印については、免除をしている者については、免除期間終了後の未納期間がないように職権免除した取扱いとしていたのではないかとしていることから、52 年 4 月に職権免除が行われるには、前年度に免除されていたことが前提となることから、当該前年度に当たる申立期間①が免除でなく未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、その前後の期間の保険料が免除されていることから、申立人が申立期間についても、免除申請を行っていたという主張に不合理な点は見当たらない上、その前後について、申立人の住所や

夫の自営業の経営状況に変化がなかったものと考えられることから、申立期間についても、申請免除に該当する期間であったと推認でき、免除期間であったと考えるのが自然である。

さらに、同市の国民年金被保険者カードの裏面には、昭和 57 年度、58 年度及び 59 年度のみ職権免除の記載が見られる一方、その表面には、52 年度以降も継続して職権免除が行われたとも解される記載が見られることから、当時における行政側の記録管理が適切に行われていたとは認め難く、申立期間の保険料については免除されていた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月及び同年6月

私は、私の国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に確認したところ、当初、昭和43年6月が未納期間であるとの回答があったが、その後、43年5月も未納期間であると追加して変更があった。私は43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を一括で納めた際の納付書・領収証書を所持しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を含む1年分の国民年金保険料を一括で納付した昭和45年9月1日付の納付書・領収証書を所持しており、その時点では43年4月から同年6月までの保険料は時効により納付できない期間であるが、この時期は第1回の特例納付が実施されていたことから、時効分の保険料は特例納付として43年4月分の保険料に充当し、端数の残額は還付されていないところ、当時、被保険者が特例納付を行って保険料の不足が生じた場合は、行政が不足分の保険料を徴収して充当するのが通常であり、充当後の残額が還付されていないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間のうち昭和43年5月は、当初、納付済期間とされていたが、申立人が本申立てを行った後に未納期間に訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間後、国民年金保険料をすべて納付しており、

保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2612

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から同年11月まで

私は、平成9年8月に勤務先の会社を退職した後、すぐに区役所へ行き、国民健康保険の加入手続を行った。その際に、男性の職員から、「次は、国民年金課の窓口へ行って国民年金の加入手続を行って下さい。」と言われたので、国民年金の手続を行った。その後、毎月、自宅近くの駅前の郵便局や銀行で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の会社を退職後、区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、現に申立期間中に国民健康保険に加入していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間について、毎月、郵便局及び銀行で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時から居住している区では、その当時、保険料の納付周期は1か月であった上、申立人が述べる郵便局及び銀行は、申立期間当時、実在していたことが確認できる。

さらに、申立期間は1回、かつ4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2613

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から45年3月まで

私の父親は、私が25歳のころ、区役所で私の国民年金の加入手続きを行った。そのころ、父親は、20歳までさかのぼり一括して私の国民年金保険料を納付した。保険料を納付した後、自宅に帰宅した父親から、私の未納だった保険料をすべて納付してきたと言われた記憶がある。私は、父親が一括して納付してくれたはずの申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が25歳のころ、申立人の父親が加入手続きを行い、国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人は、当時、申立期間の保険料を納付してきたと、帰宅後に父親から言われたことを鮮明に記憶しており、加入手続き時期は、第1回特例納付の実施期間中であった上、申立期間は、特例納付することが可能な国民年金被保険者の強制加入期間であるとともに、申立期間以降に保険料の未納期間がないなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立人の父親が、父親自身の国民年金保険料と一緒に、申立人及びその母親の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の両親は、国民年金制度が開始された当初から、保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が極めて高かったものと認められる上、当時、申立人の父親が経営していた事業は順調であり、申立人の保険料を一括して納付する資力は、十分にあったものと考えられ、その父親が、申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2614

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した際に、母親に勧められたことを契機に国民年金に加入した。国民年金保険料については、市支所又は金融機関で納付書により未納期間がないように納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、資格喪失日の記載がないことから、当時資格喪失手続は行われていなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたとする市支所及び金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付できる十分な資力があつたものと推認できる上、その夫は、「当時、妻（申立人）は国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付しており、妻から任意加入を止めたと聞いたことはない。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適正に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年10月に結婚した時に、夫が市役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を自宅に来た集金人に一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和44年2月に、自らの国民年金の加入手続を行い、年度当初の43年4月から60歳に到達するまでの30年以上の期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の夫は、保険料の納付意識は高かったと認められ、納付意識の高い申立人の夫が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「昭和45年10月から妻の国民年金保険料を納付した。自分の保険料だけ納付して、妻の分を納付しないということは考えられない。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの期間のうち、納付済みの 3 か月を除く期間及び昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの期間のうち、
納付済みの 3 か月を除く期間
② 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、長兄が経営する店に勤めていたので、長兄が私の国民年金の加入
手続を行ってくれた。国民年金保険料については、結婚するまでは申立期
間①を含めて兄が納付してくれたはずである。結婚後、社会保険事務所の
人から、継続して納めた方が良い旨の話を聞いたので、任意加入の上、自
ら納付した。申立期間②については、その直前の期間の領収書があるとと
もに、その直後の 52 年 4 月からは、3 か月ごとの郵便局の領収書がある
ので、申立期間前後の状況等からみて保険料を納付しているはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その長兄が申立人の国民年金の加入手続
を行い、保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人、長兄、
長兄の妻及び次兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが
確認できる上、その手続はいずれも昭和 43 年 7 月ごろに行われたことが推
認できるとともに、長兄、長兄の妻及び次兄については保険料を資格を取得
した 41 年 4 月にさかのぼってまとめて過年度納付していることが確認でき
ることから、申立人についても、資格を取得した 41 年 7 月にさかのぼって
保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間②について、申立人は、結婚後、任意加入被保険者となっ

た昭和 47 年度分及び 48 年度分の保険料について、昭和 49 年 5 月に過年度納付していることが申立人が所持している領収書から確認でき、こうした申立人が、申立期間当時の生活状況に特段の変化がないにもかかわらず、任意加入中であつた申立期間の保険料が未納であつたとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除いて未納がなく国民年金に対する意識は高かつたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの期間のうち、納付済みの 3 か月を除く期間及び昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2617

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金に加入して以来、ずっと国民年金保険料を納付してきた。申立期間は、夫の保険料と一緒にまとめて納付した記憶がある。私は、申立期間について、夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張していることや、申立人の夫の保険料の納付記録によると、第 2 回特例納付により昭和 45 年度及び 46 年度の保険料を一括して納付していることを踏まえると、申立人についても、申立期間について、第 2 回特例納付により保険料を納付していたことが推認できるところ、申立期間は、特例納付することが可能な国民年金被保険者の強制加入期間であるとともに、申立期間以降に保険料の未納期間がないなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納するなど、保険料の納付意識は極めて高かったものと認められる。

さらに、申立期間直前の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、国民年金保険料が納付済みとなっている一方、申立人の特殊台帳では未納とされているなど、両者の記録に齟齬^{そご}が見られ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から54年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から54年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私と妻に、区役所から、納付していない期間の国民年金保険料を納付できる最後の機会だという通知が届いた。妻が区役所へ行き、保険料の金額を聞いたところ、高額だったため、私と妻の定期預金を解約し、妻が、夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて納付した。まとめて保険料を納付した後は、妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたはずである。まとめて保険料を納付し、その後も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、区役所から、納付していない期間の国民年金保険料を納付できる最後の機会だという通知が、申立人及びその妻に届いたため、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて納付したと主張しているところ、申立人夫婦が保険料をまとめて納付した際に居住していたとする区には、第3回特例納付実施期間中に居住していたことが確認できる上、当時、特例納付の実施に伴い、対象者と思われる市民に対して、文書による保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間①については、国民年金保険料納付当時、申立人及びその妻は、特例納付により保険料を納付することができる強制被保険者とされていたと考えられ、申立人の妻がまとめて納付したとする夫婦二人分の保険料

額は、申立人夫婦の申立期間①の保険料を第3回特例納付等により納付した場合に必要となる保険料額とおおむね一致している上、申立人の妻の妹も申立人の妻から、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したことを、何度も聞いたと証言している。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後の期間を通じて、申立人夫婦の住所や申立人の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から52年4月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から54年7月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私と夫に、区役所から、納付していない期間の国民年金保険料を納付できる最後の機会だという通知が届いた。私が区役所へ行き、保険料の金額を聞いたところ、高額だったため、私と夫の定期預金を解約し、私が、夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて納付した。まとめて保険料を納付した後は、私が、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたはずである。まとめて保険料を納付し、その後も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、区役所から、納付していない期間の国民年金保険料を納付できる最後の機会だという通知が、申立人及びその夫に届いたため、申立人が、夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて納付したと主張しているところ、申立人夫婦が保険料をまとめて納付した際に居住していたとする区には、第3回特例納付実施期間中に居住していたことが確認できる上、当時、特例納付の実施に伴い、対象者と思われる市民に対して、文書による保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間①については、国民年金保険料納付当時、申立人及びその夫は、特例納付により国民年金保険料を納付することができる強制被保険者とされていたと考えられ、申立人がまとめて納付したとする夫婦二人分の保

保険料額は、申立人夫婦の申立期間①の保険料を第3回特例納付等により納付した場合に必要な保険料額とおおむね一致している上、申立人の妹も、申立人から夫婦二人分の保険料をまとめて納付したことを何度も聞いたと証言している。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後の期間を通じて、申立人夫婦の住所や申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年5月から54年7月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から同年3月までの期間及び同年12月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月及び同年3月
② 昭和59年12月及び60年1月

私は、昭和52年1月に夫の両親等から勧められて国民年金に加入した。国民年金に加入してから61年4月に第3号被保険者になるまで、国民年金保険料は自宅に来る集金人に私自身が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ2か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では、集金人による保険料の収納が行われていることが確認できる上、申立人が申立期間の保険料を未納にしたまま申立期間後の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入した後においては、申立期間を除いて保険料の未納はなく、その後の第3号被保険者と第1号被保険者との切替手続も適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に会社を退職した後、雇用保険の給付を受けて職業訓練校に通うことになり、再就職まで何か月か要することから、妻が区役所で国民健康保険と私の国民年金の加入手続を一緒に行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻または二男が納付書を用いて金融機関で納付した。

申立期間の途中で妻が病気となり、その間の妻の国民年金保険料は納付しなかった時期があるが、私の保険料については未納にならないよう納付したので、申立期間が未加入とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 14 か月と比較的短期間である上、申立人は、会社退職後に職業訓練を受けることになり、再就職まで相当の月数を要することが見込まれたため、国民健康保険と同時に国民年金にも加入したとしているところ、その動機は明確であるとともに、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はほとんど納付済みとなっていることから、申立期間について国民年金の資格再取得手続を行わなかったとは考え難い。

また、申立期間について、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は、夫の退職直後の昭和 59 年 2 月ごろ、区役所で国民健康保険と国民年金の双方に加入するよう勧められたことを憶えているとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では国民健康保険と国民年金を一緒に加入するように勧奨していたことがうかがわれ、その妻の加入手続当時の記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容に特段不合理な点は見

当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金保険料は、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする昭和 59 年 2 月から同年 5 月までの期間は納付済みとなっている上、その妻の同年 6 月からの未納及び同年 9 月からの未加入については、妻の病気によるものであり、妻は自分の代わりに申立人の保険料が未納とならないよう心がけ、妻が申立人の保険料を納付できない場合には、二男がいつも代わって納付していたとする主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私が21歳の時に、母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が同居していた兄夫婦の分と一緒に欠かさず近くの郵便局で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の母親が当時同居していた申立人の兄夫婦の分と共に納付していたとしているところ、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる兄夫婦の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が納付されていなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2623

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

私の母親は、私の父親や近所の住民に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料については、毎月、金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、昭和45年1月に国民年金に任意加入して以降54年9月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、60歳到達直前の申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和50年10月から付加保険料を納付していることから、申立期間についても同様に付加保険料を納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭 50 年 4 月 から 51 年 2 月 まで

私は、20 歳になったころ、自宅近くの区役所の出張所で、国民年金の加入を勧められた。後日、同出張所へ出向き、加入手続を行った。その後、同出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅近くの区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、同出張所で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料を納付した際の状況について、鮮明に記憶している上、申立期間当時、その出張所で国民年金の加入手続及び保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ 11 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 50 年 11 月ごろであることが推認でき、その時点において、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人が、申立期間当時、住所地において国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、保険料の納付意識の高かった

申立人が、その住所地において、加入手続きを行っておきながら、一度も保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から51年3月まで

私は、会社を退職した際、起業を行うための研修で忙しかったため、私の母親が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続後に郵送されて来た納付書を使用して、私の母親が市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が市役所で納付書を使用して納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域の市役所では納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、会社を退職した直後に国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、国民年金に加入した直後から国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行われていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 7 月に国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行った。その後、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳によると、昭和 52 年 7 月 26 日に国民年金に任意加入したこと及び付加年金にも加入したことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が付加年金に加入したのは 53 年 4 月とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、申立期間後の昭和 53 年 4 月から 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの間、付加保険料を含む国民年金保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったと認められ、納付意欲の高い申立人が、任意加入当初の 9 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2627

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろに、親に勧められ村役場で国民年金の加入手続を行ったが、加入当時は経済的に余裕がなく、国民年金保険料を納付できなかったため、申請免除を行った。その後、村役場から免除期間の保険料を納付すれば将来受け取る年金額が増えるという聞き、45 年 4 月ごろに、私が当時手元にあったお金の中から自分と夫の免除期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 45 年 4 月ごろに追納したと主張しているところ、その時点では申立期間の保険料を追納することが可能であった上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に追納した場合の保険料額と一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿では、当初、申立人の氏名が誤って記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、家業である食品加工業を 20 歳前から手伝っており、20 歳の時に父親に国民年金の加入を勧められ、自分で加入手続を行った。国民年金保険料については、父親が当時同居していた叔父、叔母と私の保険料と一緒に集金人に納付しており、父が亡くなってからは、叔父又は叔母のどちらかが私の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が当時同居していた申立人の叔父、叔母及び申立人の保険料と一緒に納付しており、申立人の父親が亡くなってからは、申立人の叔父又は叔母が全員の保険料を納付していたと主張しているところ、その叔父及び叔母の申立期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年12月まで

私は、平成3年7月末に勤務先の会社を退職し、新たに自身で会社を設立するための準備をしていた。当時、その関係で依頼していた会計士から、「年金は、間を空けてはいけない。」と言われたので、妻と二人で市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、妻は、銀行又は郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付した。

私は、申立期間について、妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の会社を退職後、妻と二人で市役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、申立期間当時、会計士から国民年金に加入するよう助言を受けたことを憶えているなど、国民年金に加入した動機は明確である上、加入手続を行った際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立人の妻が、銀行又は郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の妻は、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を適切に行っている上、申立期間の保険料が納付済みとされている。

さらに、申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に他市から転入し、同年 5 月から自営業を始めたが、経済的事情から市役所で申請し、国民年金保険料の免除を受けた。

その後も、毎年市から郵送されるはがきを持参の上、妻の分も一緒に市役所で保険料の免除申請の手続を行っていた。

申立期間が申請免除期間とされず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月に他市から転入した直後、新しい住所地の市役所で国民年金保険料の免除申請を行ったとしているところ、同市の国民年金被保険者カードには、52 年 4 月に職権免除が行われたと解される押印が確認でき、同市では、この印については、免除をしている者について、免除期間終了後の未納期間がないように職権免除した取扱いとしていたのではないかとしていることから、52 年 4 月に職権免除が行われるには、前年度に免除されていたことが前提となることから、当該前年度に当たる申立期間①が免除でなく未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、その前後の期間の保険料が免除されていることから、申立人が申立期間についても、免除申請を行っていたという主張に不合理な点は見当たらない上、その前後について、申立人の住所や

自営業の経営状況に変化がなかったものと考えられることから、申立期間についても、申請免除に該当する期間であったと推認でき、免除期間であったと考えるのが自然である。

さらに、同市の国民年金被保険者カードの裏面には、昭和 57 年度、58 年度及び 59 年度のみ職権免除の記載が見られる一方、その表面には、52 年度以降も継続して職権免除が行われたとも解される記載が見られることから、当時における行政側の記録管理が適切に行われていたとは認め難く、申立期間の保険料については免除されていた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和29年4月10日から30年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和30年3月29日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月10日から30年1月1日まで
② 昭和30年3月29日から同年4月1日まで

申立期間①について、私は、昭和28年9月30日に自己都合でA社を退職したが、転職活動がうまくいかなかったため、29年4月10日に同社に再入社した。業務内容は、退職前も再入社後も営業であった。

申立期間②については、昭和30年4月に、A社のB部門がC社に移管されることとなり、同部門の従業員は全員が移籍したが、勤務場所や業務内容に変更は無く、継続して勤務していたので、空白が生じるはずがない。

当該期間を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「当時は正社員しかおらず、全員が社会保険に加入していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和28年10月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が残っていないため不明としているが、申立人が昭和29年4月10日に資格取得したとする届出や、その後に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、これらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る29年4月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が継続して勤務（昭和30年4月1日に、A社からC社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和30年1月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が残っていないため不明としているが、申立人と同日にA社からC社に異動した全11名の従業員についても、A社における資格喪失日が申立人の資格喪失日と同日となっている上、そのすべての者が申立期間②について被保険者期間が欠落していることから、事業主が、申立人の資格喪失日を昭和30年3月29日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る30年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 21 日から 46 年 6 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A 社での申立期間①及び②が欠落している。私は、高等学校卒業後の昭和 33 年 4 月 1 日から同社に正社員として平成 16 年 3 月 31 日まで継続勤務しており、途中での退職や長期の出向はなかったため、欠落が生じるはずがない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A 社の在籍期間証明書、社内経歴書、15 年永年勤続表彰状及び感謝状により、申立人が申立期間に同社に継続勤務していたことが認められる。

申立期間①について、複数の同僚は、「A 社には試用期間は無く、入社当初から厚生年金保険に加入していた。」旨を証言している上、当時、新卒として同社に入社した者も、入社時から厚生年金保険の適用がされていることから判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②について、申立人と同様に A 社での厚生年金保険の記録の一部が欠落している被保険者 2 名は、「欠落期間は、会社の命令に

より他社で仕事をしていた。給料の支給及び社会保険の適用も他社であった。」旨を述べている。

また、申立人が挙げた同僚は、「申立人は、会社の命令により複数の会社に出向いて仕事をしていた。」旨を証言している。

さらに、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 33 年 7 月の社会保険事務所の記録から 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成6年4月から同年9月までを53万円に、6年10月から7年3月までを50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年4月1日まで
平成20年11月に社会保険事務所を訪問した際、A社の申立期間における標準報酬月額が、さかのぼって減額されていることを知った。
納得できないので、申立期間について標準報酬月額の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係るA社の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年4月から同年9月までは53万円、6年10月から7年3月までは50万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の後の同年4月3日に6年4月から同年10月までの標準報酬月額が8万円に、6年11月から7年3月までが9万2,000円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、元経理担当者をはじめ複数の同僚が、申立人の経理業務への関与を否定している。

加えて、事業主は申立期間当時の^{そきゅう}遡及訂正については、不明とするものの、保険料滞納を認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年4月から同年9月までは53万円、6年10月から7年3月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和57年11月1日から59年3月11日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額41万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から33年6月まで
② 昭和36年1月から同年9月まで
③ 昭和37年8月30日から同年12月まで
④ 昭和38年2月22日から39年1月まで
⑤ 昭和39年7月1日から昭和40年7月30日まで
⑥ 昭和40年7月30日から同年11月まで
⑦ 昭和40年11月から41年11月まで
⑧ 昭和42年3月3日から同年10月まで
⑨ 昭和42年10月から43年5月まで
⑩ 昭和43年5月から45年2月まで
⑪ 昭和45年2月から同年8月まで
⑫ 昭和45年8月から46年8月1日まで
⑬ 昭和46年8月1日から47年12月26日まで
⑭ 昭和48年3月から同年8月1日まで
⑮ 昭和49年3月から52年7月まで
⑯ 昭和53年9月から54年1月まで
⑰ 昭和55年2月から同年7月まで
⑱ 昭和57年1月25日から同年6月まで
⑲ 昭和57年11月1日から59年3月11日まで
⑳ 昭和59年12月から61年2月まで
㉑ 昭和62年から64年まで

⑳ 平成2年から9年まで

私の社会保険庁の記録は、以下のとおりとなっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。また、標準報酬月額も相違している期間があるので適正な金額に訂正してほしい。

申立期間①のA社及び申立期間②のB社に勤務した期間について厚生年金保険の記録がすべて無いが、いずれも新聞の求人募集で「社会保険完備」の記載を確認の上入社した。

申立期間③のC社及び申立期間④のD社では、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日付より後の申立期間まで勤務していた。

申立期間⑤については、E社での厚生年金保険の加入記録の標準報酬月額が給与より著しく低い金額になっている。

申立期間⑥のE社では厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日付より後の申立期間まで勤務していた。

申立期間⑦のF社では、勤務した期間の厚生年金保険の記録がすべて無いが、新聞の求人募集で「社会保険完備」の記載を確認の上入社した。

申立期間⑧のG社については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日付より後の申立期間まで勤務していた。

申立期間⑨のH社、申立期間⑩のI社及び申立期間⑪のJ社に勤務した期間について厚生年金保険の記録がすべて無いが、いずれも新聞の求人募集で「社会保険完備」の記載を確認の上入社し、I社では課長職で入社したので、厚生年金保険料を控除されていた。

申立期間⑫のK社には、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日付より以前の申立期間から勤務していた。

申立期間⑬のK社では、その期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与より著しく低い金額になっている。

申立期間⑭のL社には厚生年金保険の被保険者資格を取得した日付より以前の申立期間から勤務していた。

申立期間⑮のM社、申立期間⑯のN社に勤務した期間について厚生年金保険の記録がすべて無い。M社については求人募集で「社会保険完備」となっており、N社については社会保険への加入についての記憶は不鮮明であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

申立期間⑰のN社、申立期間⑱のO社には厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日付より後の申立期間まで勤務していた。

申立期間⑲のP社での標準報酬月額が、28万円になっているが、当時の給与月額の記憶は不鮮明なものの、年額500万円から700万円であった。

申立期間⑳のQ社、申立期間㉑のR社、申立期間㉒のS社に勤務した期間の厚生年金保険の記録がすべて無い。Q社、R社については新聞の

求人募集で「社会保険完備」と記載されており、新聞社は広告内容を厳しく調査した上で掲載していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間⑱については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初P社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和59年3月11日）の後の同年4月4日付けで、遡及して28万円に訂正（減額）されていることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

しかし、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

申立期間⑱を除く申立期間①から⑳までは以下のとおりである。

申立期間①については、申立人が記憶していた元従業員3名の氏名がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は申立人の申立期間より6年以上後になって厚生年金保険の適用事業所になっていることが、社会保険庁の記録で確認できる上、同社が適用事業所になった時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した7名に照会したところ、3名が、「申立人のことを記憶しておらず、A社が適用事業所になる前の厚生年金保険料の控除については不明。」と証言している。

申立期間②については、B社は申立人の申立期間より約2年後に適用事業所になっており、申立人が記憶していた2名の同僚の氏名は同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

さらに、B社が適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名に照会したところ、そのうち2名が、「同社が適用事業所になってから厚生年金保険料を控除されるようになった。」と証言している。

申立期間③については、照会に回答した当時のC社の元従業員8名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間を確認できなかった上、自身の勤務期間の記憶が不鮮明な1名を除く全員が、「同社の年金記録は自分の記憶している勤務期間と合致している。」と証言している。

また、申立期間は昭和37年8月30日から同年12月までであるが、同

年 10 月 4 日から同年 12 月までは他事業所（D 社）で厚生年金保険の被保険者になっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る得喪日はオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致している。

申立期間④については、申立人は D 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 38 年 2 月 22 日より後の 39 年 1 月まで勤務したと申し立てているが、同社で申立人の申立期間に年金記録のある被保険者 7 名に照会したが、全員申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間を確認できない。

また、その 7 名はいずれも D 社での年金記録と勤務期間は一致しているとしており、「会社の事務は当時適正であったと思う。」「自分は約 2 週間しか在籍しなかったが、年金記録はあった。」とする証言もあった。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る得喪日はオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致し、D 社の人事記録とも一致している。

申立期間⑤の E 社での標準報酬月額については、同僚からもその記録が給与と一致しているか不明とする証言しか得られず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の主張を確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が訂正されている形跡も見当たらない。

申立期間⑥については、申立人は E 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 40 年 7 月 30 日より後の同年 11 月まで勤務したと申し立てているが、申立人を記憶していた元同僚は、「申立人の勤務期間はよく覚えていない。」として、勤務期間の特定はできず、他の元従業員は「会社は業績不振で、倒産して社会保険がなくなったが、自分も含めその後も残務整理のため会社に残った人もいた。」と証言している。

また、申立人は、E 社が倒産のため適用事業所でなくなった日の前日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同社の被保険者名簿で申立人の記載されたページの前後 5 ページ 50 名のうち、12 名が申立人と同日に被保険者資格を喪失し、適用事業所でなくなった日には 3 名、それ以外の 34 名は、申立人が被保険者資格を喪失した日より前に被保険者資格を喪失している。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る得喪日はオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致している。

申立期間⑦については、申立人が記憶していた F 社の 3 名の同僚の氏名が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時、総務部で社会保険事務の責任者としている元従業員は、「採用 6 か月後には加入手続をしていたが、加入手続をしないまま退職

する従業員も多数いた。」と証言しており、当時の総務課長兼経理課長も「従業員はすぐやめるので、様子を見て加入させていた。申立人が1年程度勤務していれば、自分の記憶に残るはずだし、社会保険に加入させないはずはないので、短期間の勤務ではないか。」と証言している上、F社は当時の資料は残っていないため、申立人の在籍については不明と回答している。

また、雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間⑧については、申立人はG社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和42年3月3日より後の同年10月まで勤務したと申し立てているが、照会に回答のあった6名のうち2名が申立人を記憶していたが、両名とも「申立人の勤務期間については時期を特定できない。」と証言している。そのうち1名は「営業は社会保険の加入時期をずらすことはあったかもしれないが、退職した日より前の日付で、被保険者資格を喪失させることは無いはずだ。」と証言しており、回答のあった者のほとんどが、G社の年金記録と勤務期間は合致しており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る得喪日はオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致している。

申立期間⑨については、H社について、申立人が記憶している所在地を管轄する法務局に登録簿謄本を請求したが、該当する法人は無く、厚生年金保険の適用事業所としても見当たらない。

また、申立人は同僚4名の姓を記憶していたが、連絡先が不明のため聴取できない。

申立期間⑩については、I社の閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役は、申立人が記憶していた氏名と一致することから、申立人が同社に勤務したことは推認できる。

しかし、I社は厚生年金保険の適用事業所としても見当たらず、代表取締役の現在の住所は不明のため、当時の給与明細書・人事記録等の資料を収集できず、聴取もできない。

申立期間⑪については、J社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が代表者としている姓と同一の被保険者が記載されていることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、文書照会に回答のあった7名はいずれも申立人のことを記憶していない上、申立人が記憶していた同僚5名はJ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない。

また、当時のJ社副社長は「採用後一定期間経過してから、社会保険には加入させていたが、勤務形態は不明だが加入させていない者もいた。」と証言しており、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間⑫については、K社は申立人の申立期間より後の昭和46年8

月1日に適用事業所になっており、同社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所になる前から厚生年金保険料を給与から控除することはあり得ない。」と証言している。

また、回答のあった同僚及び事業主は申立人を記憶しているが、「申立人の勤務期間は不明である。」と証言している上、申立人が記憶していた代表者と3名の同僚と共に、申立人もK社が適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

一方、申立期間⑬の標準報酬月額については、上記同僚は自分の給与と標準報酬月額が一致しているか不明としているが、事業主は「営業員の給与は固定給と歩合給からなっていたが、歩合給は毎月変動するので、社会保険事務所には固定給だけで届出していた。」と証言している上、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除の確認ができない。

申立期間⑭については、照会に回答があった14名はいずれも、申立人を記憶していない。

回答のあった営業部次長は「会社の経営状態は楽ではなかった上、営業員はすぐに退職する者も多く、社会保険の加入手続は表面上、採用後すぐとなっていたが、実際にはすぐには加入させていなかった。」と証言しており、ほかの管理職も同様の証言をしている。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る得喪日はオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録が一致している。

申立期間⑮については、申立人が記憶していたM社の代表者の姓が、閉鎖登記簿謄本に記載された代表取締役の姓と一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、M社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、閉鎖登記簿謄本に記載された代表取締役はすでに亡くなっており、その妻によると「会社経営は順調ではなく、その時期は夫婦とも国民健康保険に加入していた。」と証言している。

申立期間⑯については、雇用保険の加入記録等から、申立人は申立期間を含めそれより6か月後までN社に勤務したことが確認できる。

しかし、申立人から提出されたN社の昭和54年1月分の給与明細書では、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、N社で厚生年金保険の資格を取得した17名中、回答のあった4名はいずれも申立人を記憶しておらず、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶していた同社代表者と4名の同僚のうち1名の氏名は見当たらない。

申立期間⑰については、申立人はN社で厚生年金保険の被保険者資格を

喪失した昭和 55 年 2 月 26 日より後の同年 7 月まで継続して勤務したとしているが、申立人を記憶していた同僚 1 名は「申立人は、社員旅行があった 54 年 12 月の翌年の 2 月ごろ退職しており、勤務期間は 6 か月くらいではないか。」と証言しており、元経理部長は「月末退職者の場合は、本人の同意を得た上で、月末の前日を退職日、月末を社会保険の被保険者資格の喪失日として届け出ることにはあったが、退職日より 6 か月も前を資格喪失日として届け出ることにはありえない。」と証言している。

また、申立期間 6 か月のうち 4 か月分の国民年金保険料が申請免除になっていることが、社会保険庁の記録から確認できる上、雇用保険の加入記録、社会保険庁のオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者資格得喪の記録は一致している。

申立期間⑱については、当時の観光部長は申立人を記憶していたが、「時期は不明だが、申立人の勤務期間は 6 か月ないし 7 か月であったと思う。」と証言しており、当該部長が「申立人の直接の上司であった。」としている営業部長は連絡先不明で聴取できなかった。

また、当時専務で経理担当の取締役は「社会保険の手続きは、担当者が適正に処理しており、退職の時は、退職日の翌日を社会保険の被保険者資格の喪失日として、届出を行っていたはずであり、資格の喪失日を退職日より前の日付で届け出ることはない。」と証言している。

さらに、雇用保険の加入記録、社会保険庁のオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者資格得喪の記録は一致している。

申立期間⑳については、仲介事業部長の証言等により、申立人が Q 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の勤務時期、勤務期間については、当該期間に Q 社で厚生年金保険の被保険者記録のある 32 名に照会し、回答のあった 19 名からも確認することはできなかった。

また、営業員の一人は「営業員の勤務形態については、各営業所長の判断に委ねられており、勤務形態は不明だが社会保険に加入させていない者もあり、入社後 1 年くらいはまでは未加入だと思う。」と証言しており、総務担当取締役も「営業員は出入りが激しく、社会保険に加入させていない者もいた。その基準については、当時の経理部長が承知していたはずだが、事情を聴こうとしたが、既に亡くなっていて分からなくなってしまった。」と証言し、副社長ほか数名も同様の証言をしている。

さらに、雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間㉑については、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間及びその後の約 12 か月間 R 社に在籍したことが確認でき、事業主も申立人

を正社員として記憶している。

しかし、申立人は入社2か月後に業務上の自動車事故を起こしたため、それ以降は長期欠勤して退職するまで勤務のため出社することはなく、その間労働者災害補償保険法の休業補償を受給し、障害等級8級の指定を受けたとしており、その間の社会保険料はR社が当然手続を行っていたのではないかと、自ら会社に社会保険料を支払った記憶はないとしている。

また、総務担当者も「雇用保険には加入させても、採用後3か月経過するまでは社会保険には加入させていない。3か月経過しても、申立人のように長期欠勤で勤務できない人の加入手続をして、その社会保険料を会社が負担することは無いと思う。現金で、社会保険料を徴収した記憶も無い。」と証言している。

さらに、申立人が記憶していた同僚（R社総務部の肩書のある名刺を申立人が保管）は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが社会保険庁の記録で確認できる。

申立期間②については、申立人は、S社には社会保険に未加入を承知の上で入社したとしており、管轄法務局に同社の登記簿謄本を請求したが、該当する法人は見当たらない上、厚生年金保険の適用事業所としての登録も無い。

以上申立期間①から②までのうち、⑬のN社の給与明細書（給与より厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる）以外は、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間①から④、⑥から⑫、⑭から⑱及び⑳から㉒について、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑤及び⑬については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、申立人の主張どおりであったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人の標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月17日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月ごろから20年8月17日まで

私は、昭和18年6月ごろから20年8月17日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。当該期間について加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、B（姓）C（名）に係る昭和19年6月1日から20年8月17日までの厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

また、社会保険事務局が保管する払出簿に厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金番号と氏名が一致して、申立人と同生年月日の厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、申立人の旧姓はB（姓）であり、戸籍上の名前はD（名）であるが、「子供のころから、親からC（名）と呼ばれており、結婚時（昭和22年）に戸籍謄本を見るまでは、自分自身もC（名）が本名であると考えていた。」と供述しており、申立人の弟も同様の供述をしていることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月17日に同資格

を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間のうち昭和 18 年 6 月ごろから 19 年 10 月 1 日までの期間については、女性が厚生年金保険の被保険者期間に算入されるのは、昭和 19 年 10 月 1 日からであり、当該期間については被保険者となり得ない期間であることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることができない。

なお、標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿から、昭和 19 年 10 月から 20 年 7 月までは 50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の資格取得日に係る記録を昭和38年9月1日に、資格喪失日に係る記録を39年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から39年1月21日まで

社会保険庁の記録には無いが、私は、申立期間はA社に勤務していた。当時、妹と一緒に入社し、退職したのも一緒だった。同社は、紳士服や婦人服の販売会社で、私の仕事は販売で、妹は洋服の修理をやっていた。妹には、厚生年金保険の記録があり、私に無いのはおかしいので、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の妹及び申立期間当時A社に勤務していた同僚2名には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人の妹及び複数の同僚は、申立期間当時について、試用期間はなかった旨を証言している。

加えて、同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことがみとめられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから確認ができないが、申立期間の同社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年9月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成6年6月16日から同年11月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円と訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成6年11月30日から8年1月19日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は7年4月28日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月16日から同年11月30日まで
② 平成6年11月30日から8年1月19日まで

私は、平成7年4月に社長に頼まれ、社会保険料滞納の強制執行を猶予してもらうために社会保険事務所を訪問した。その時社会保険をやめればいいという説明を受けた経緯があるが、申立期間①は、それ以前の話であり、標準報酬月額を下げられていることは全く知らなかった。また、申立期間②については、平成6年11月30日に厚生年金保険が資格喪失されている記録になっているが、社会保険をやめればいいという話をされた日より前が資格喪失日なのは納得できないし、実際に退職した8年1月18日まで被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額が申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年2月25日）の後の平成7年4月28日付けで、さかのぼって26万円に引き下げられている上、申立人を除く3名（うち役員2

名)についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額
の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の役員ではなかったことが確認できる上、事業主は「私が申立人に社会保険事務所の職員と話を
するよう依頼した。」と供述していることから申立人が社会保険事務につき、
権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処
理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有
効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報
酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円と訂正するこ
とが必要である。

申立期間②については、申立人のA社社長に対する未払い給与の支払督
促発付通知書及び支払督促の請求の趣旨・原因の写しから申立人が当該
期間、同社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額を訂正
した日と同じ平成7年4月28日に、申立人の当該事業所における資格喪
失日をさかのぼって6年11月30日とする処理が行われていることが確
認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日
について、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪
失日は、社会保険事務所が資格喪失の処理をした平成7年4月28日であ
ると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年10月の標準報酬
月額訂正前の社会保険事務所の記録から53万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち平成7年4月28日から8年1月19日までにつ
いては、事業主は当該期間について社会保険料を控除していないと供述
している上、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺
事情が無いことから、認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月21日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、平成9年12月5日にさかのぼって59万円から9万8,000円に引き下げられているのは納得がいかないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年11月30日以降の同年12月5日に、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書から、申立人は、申立期間について、同社の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、複数の同僚によると、申立人は、申立期間当時、営業部長であり、経理業務への関与は無かったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 6 年 10 月 5 日まで

平成 20 年 12 月に、標準報酬月額に関して社会保険事務所から訪問があり、主人の報酬額の違いを確認した。生前仕事のことをよく話していたが、標準報酬月額を減額したとの話は聞いたことがない。申立期間に 92 万円から 115 万円の報酬があったので調査していただきたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円とされていた。

しかし、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 10 月 6 日以降の 7 年 3 月 9 日に、申立人と代表取締役社長 2 名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記 53 万円から、10 万 4,000 円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、当時の営業担当取締役は、「申立人は、設計製造担当取締役であり、工場及び設置場所での業務に従事しており、社会保険事務についての権限はおろか、届出事務に関しても一切関与はしていない。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 1450

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 6 月 26 日まで
社会保険庁の厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、当時給与は 53 万円ぐらいあったので、厚生年金保険加入記録における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 11 月 1 日の資格取得日から 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 12 年 6 月 26 日以降の同年 7 月 6 日に、資格取得日にさかのぼって、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は訂正処理が行われた平成 12 年 7 月 6 日には、他の会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、当該訂正処理前の同年 6 月 27 日に、同社の取締役を辞任していることから申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

平成 18 年 1 月末に勤務していたA社が破産手続を行うため従業員全員が解雇された。社会保険庁の記録では、同社において同年 1 月 31 日に資格喪失した記録となっているが、保管していた同年 1 月及び 2 月の給与明細書からは厚生年金保険、厚生年金基金の保険料が控除されているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業主の証言により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、62万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成18年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は申立期間において、法人の事業所であったことが確認できることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 36 年 12 月 15 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 7 月から 36 年 6 月までは 6,000 円、36 年 7 月から同年 9 月までは 8,000 円、36 年 10 月及び同年 11 月は 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 23 日から 36 年 12 月 15 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における資格喪失日が昭和 35 年 7 月 23 日になっていた。自分は 36 年 12 月 15 日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 35 年 7 月 23 日と記載されているものの、35 年 10 月及び 36 年 10 月の定時決定、36 年 7 月の随時改定の記録があり、この記録を前提にすると、申立人が 35 年 7 月 23 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、申立人が所持していた A社における政府管掌健康保険被保険者証（昭和 35 年 6 月 16 日資格取得）は、36 年 11 月 30 日に交付されており、同社の厚生年金保険被保険者名簿に記録されている、「36 更」の健康保険被保険者証を更新した旨の記録と符合する。

さらに、申立期間当時、事務を担当していた当時の事業主の妻は、「資料等は保管していないものの、従業員は全員厚生年金保険に加入していた。申立人の顔を覚えているし、確かに当社に勤務していた。」と証言しており、現在の事業主で同氏の息子は、「母が、申立人の顔を覚えているくら

いだから、1年以上は在籍していたであろう。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、昭和36年12月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和35年10月及び36年10月の定時決定、36年7月の随時改定の記録により、35年7月から36年6月までは6,000円、36年7月から同年9月までは8,000円、36年10月及び同年11月は7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する訂正される前の標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年9月30日まで

私は、A社の専務取締役として不動産関係の営業を担当していた。社会保険庁の記録では、平成3年11月1日から5年9月30日までの標準報酬月額が引き下げられている。当時、社会保険事務をしていた取締役から保険料の滞納額が膨大で、やむを得ず役員報酬をさかのぼって下げる届出をしたと聞かされた。年金制度の知識が無く、説明を聞いただけではあるので、標準報酬月額が引き下げられているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間の標準報酬月額が、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月26日）より後の5年11月22日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、取締役2名は申立人のA社における業務について「営業をしており、社会保険の手続には関与していなかった。」と証言している上、申立期間当時社会保険事務をしていた取締役は「滞納していた保険料を減額するため、社会保険事務所の職員の指導を受け、私が標準報酬月額の訂正手続を行った。」と証言していることから、申立人が当該報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年4月30日まで
社会保険庁の記録では、平成3年7月から5年3月までのA社における標準報酬月額は8万円と記録されているが、実際の給料の額とは相違しているため、当該期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における役員であったと供述し、商業登記簿謄本においても、申立人が申立期間当時に役員であったことが確認できるが、申立人は、「自ら経営にかかわった事は無く、名前だけの役員であった。当時、事業主から、報酬月額を引き下げることにより未納分を納める旨の説明を受けたが、反対できる立場に無くやむを得ず同意した。」と主張している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額が36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月30日以降の同年6月21日付けで、3年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が8万円に引き下げられているが、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年1月31日まで
平成5年8月からの標準報酬月額が6年2月にさかのぼって38万円から11万8,000円に引き下げられているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は38万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月31日）の翌日の同年2月1日付けで、遡^{そきゅう}及して11万8,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、総務及び経理担当の取締役が「会社経営の悪化から社会保険料の滞納が3か月間発生し、社会保険事務所の職員から社会保険からの早期脱退と標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額して保険料の滞納を解消することを提案され、同意した。後日、還付金の案内が会社に届いた。」旨を証言していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年12月31日まで
ねんきん特別便が届いたところに社会保険事務所職員が自宅に来た際、A社に勤務していた期間のうち、平成2年9月から3年11月までの標準報酬月額が低いことを知らされた。

しかし、申立期間に給与の変更はなかったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年12月31日以降の4年3月2日に、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書に申立人の氏名の記載は無く、申立人の申立期間の経理担当者によると、同社には厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所を訪問する際、事業主により、常務と専務が呼び出されたことを覚えているとし、申立人の経理業務への関与はなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

神奈川県国民年金 事案 2631

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年3月までの期間及び47年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から42年3月まで
② 昭和47年10月から53年3月まで

私は、結婚した時に母親から国民年金手帳を渡されたが、結婚当初は生活が苦しかったため国民年金保険料を納付することができなかった。その後、昭和53年ごろに20歳までさかのぼって保険料を納付できる制度があることを知り、社会保険事務所に行き保険料の未納期間を調べてもらい、後日、社会保険事務所の窓口で一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、当初、申立人の母親が納付していたはずであると主張していたが、その後、昭和53年ごろに一括納付したはずであると申立内容が変遷している上、一括納付したとする保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和53年ごろに社会保険事務所で国民年金保険料を20歳までさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立人が納付したとしている社会保険事務所は、当時開設されていなかったことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 7 月まで

私は、昭和 53 年から 54 年ごろに母親に勧められて特例納付をした。特例納付の手続は、私が実家近くの市役所で行い、保険料は市役所の窓口で納付したと思う。その際、役所の職員がノートのようなものに記入していたことを憶えている。国民年金保険料については、未納がないようにすべて納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 53 年から 54 年ごろに申立人の母親に勧められて特例納付により納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 51 年 8 月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶はないと述べている上、申立人の所持する年金手帳では、49 年 12 月 1 日に資格を喪失した後、52 年 8 月 1 日に任意加入により資格を再取得していることから、申立期間は未加入期間で、特例納付により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から57年3月まで

私の両親は、私が22歳又は23歳のころ、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。両親は、加入手続の際に、今なら国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付できることを知り、20歳までさかのぼり一括して保険料を納付してくれた。両親が保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が22歳又は23歳のころ、申立人の両親が、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和58年2月ごろであることが推認でき、その時期は、申立人が述べる国民年金の加入手続時期とほぼ合致している。

また、申立人は、申立人の両親が、国民年金の加入手続時に、申立期間までさかのぼり一括して国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の父親が述べる保険料額は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違している一方、現に保険料が納付済みで国民年金の加入手続を行った時点で、納付したと考えられる昭和57年度における現年度保険料の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期には、特例納付は実施されておらず、その時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2634

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月まで

私は、会社を辞めて結婚したら国民年金に加入しなければならないという認識があったので、退職日の翌日に町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は役場で納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 52 年 8 月に町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、住民票では、申立人がその町の住民となった日は同年 9 月とされていることから、同年 8 月に当該町役場で国民年金の加入手続を行ったとは考えにくいことに加え、申立人が所持している国民年金加入時に受領したとする年金手帳に記載されている申立人の住所は、53 年に市制施行された後のものとなっていることが確認できることから申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 55 年 6 月であると推認されることから、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月まで、58年10月から59年3月まで、59年10月から60年3月まで及び昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和59年10月から60年3月まで
④ 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和54年1月から、厚生年金保険が適用されない事業所に勤め始めたことから、国民年金に加入し、会社を辞めるまで2、3か月ごとに国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、2、3か月ごとに納付したとしているが、申立期間の前後においては、納付期限後の納付や半年分の一括納付を行っている状況が散見される。

また、申立期間は近接した期間で4回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）は無く、申立人の妻は申立期間は国民年金に未加入であったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 54 年 3 月まで

私は、成人式のあと間もなく市役所の職員に国民年金の加入を勧められたことを契機に加入手続を行った。加入手続後に国民年金手帳を受け取ったが、現在は所持していない。国民年金保険料については、加入手続後に納付書が届くようになったので、それを持って金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、成人式のあと間もなく国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は当時の国民年金手帳に係る記憶が不明確である上、保険料の納付時期、納付金額等の記憶も不明確であることから保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、昭和 54 年 2 月と推認できるが、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年3月まで

私が20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、昭和53年6月と推認できるが、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2638

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 38 年に私の夫と一緒に国民年金に加入した。加入当初は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したり、市役所の窓口で納付したりしており、その都度、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていた。いつごろからか時期は記憶していないが、私は、自分の保険料だけを納付するようになり、夫の保険料は納付しなくなった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、ある時期から自分の保険料だけを納付していたと主張しているが、申立人及びその夫の特殊台帳によると、申立期間直前まで夫婦の納付行動が同一であることが確認できることから、申立期間当時も夫婦の保険料は一緒に納付されていたと推認でき、現にその夫も昭和 44 年 4 月から申立人と同様に保険料の未納期間が始まり、申立期間の保険料も未納となっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時には、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていたとしているが、申立人の居住する市では、申立期間の途中の昭和 49 年 4 月から納付書制度が実施されているため、申立内容と一致しないなど、保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月まで

私は、A市に住んでいた昭和 36 年ごろ、自宅に来た区役所の職員から勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料については、毎月現金で 100 円ずつ同じ男性の集金人に納付していた。国民年金手帳については、A市では受領しておらず、転居先のB市で受領した。A市在住時における申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろA市において国民年金の加入手続を行い、同じ集金人に毎月国民年金保険料を納付し、その都度領収書を受け取ったが、国民年金手帳を交付された記憶はないと主張しているところ、申立期間当時、A市においては、集金人への納付は印紙検認による方法に限られていたことが確認できることから、国民年金手帳を所持せずに保険料を現金で納付できたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 4 月にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金に未加入で保険料を納付できない期間であり、A市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、A市在住時における国民年金の加入状況等について証言が得られる者が存在しないことから、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から54年2月まで

私は、20歳になった昭和40年に区職員に勧められたことを機に国民年金の加入手続を行った。加入手続後に国民年金手帳を交付されており、国民年金保険料については、区役所窓口で納付したり、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、20歳の時に国民年金手帳を交付され、昭和56年3月に転居した際に転居先の区役所の窓口で提示したが、窓口の職員から不要と言われ、新しい国民年金手帳を交付されたと主張しているところ、申立人の主張は、当時の制度上の取扱いと一致しない上、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は、当時の実際の保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 60 年ごろ、夫婦で市役所に行き、私の妻の国民年金保険料が未納の期間がないか照会したところ、51 年 6 月からの 24 か月分が未納になっており、その保険料額は 30 万円であると言われたことから、後日、私が市役所の国民年金の窓口で 30 万円を納付し、領収書もらったが、その領収書は現存しない。確かに 24 か月分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の 16 か月分の保険料が未納とされていることは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月以降の 24 か月分の申立人の国民年金保険料が、昭和 60 年ごろに市役所から、未納であるとの指摘を受けたため、後日、その夫がさかのぼって一括納付したと主張しているが、その時点では、既に第 3 回特例納付の実施期間 (昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで) から長期間経過しており、特例納付を行うことができなかつたとともに、過年度納付についても時効により申立期間までさかのぼって納付することができなかつたため、申立人の主張は不自然である。

また、仮に、申立人の夫が特例納付の実施期間又は過年度納付が可能な時期に申立期間を含む 24 か月分の国民年金保険料を納付したとした場合、その夫が納付したとする保険料額 30 万円は、実際に納付した場合の保険料額を大きく上回るものであり、その主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2642

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 11 月に国民年金に任意加入した。国民年金保険料についてはすべて納付したはずであり、任意加入被保険者の資格喪失の届出をした憶えはないことから、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者の資格喪失の手続きをした記憶はないと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には任意加入被保険者の資格喪失日（昭和 59 年 6 月 22 日）が記載されている上、社会保険庁のオンライン記録では、同年 9 月に資格喪失の入力手続きが行われていることが確認できることから、申立期間当時に申立人の被保険者資格喪失手続きが行われたことが推認できる。

また、申立人の居住する市の保管する国民年金保険料検認記録簿においても、申立人は申立期間は未加入者とされていることから国民年金保険料を納付することができない期間である上、昭和 60 年度については、同検認記録簿から申立人の記録欄が削除されていることから、市では申立人を国民年金の未加入者としており、保険料の収納は行われていなかったことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2643

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から59年3月まで

私は、昭和43年10月から母親と二人で開業したのを契機に、母親が、私の国民年金加入手続を行ったはずである。

申立期間当時の私の国民年金保険料は、母親が納付していたと聞いたことがある。

母親が私の国民年金保険料を払っていたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年5月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、この当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年1月まで

私は、臨時社員の雇用期間が満了した際に、勤務していた会社から、再雇用するまでの期間については、国民年金に加入するように勧められたので、夫の運転する車で町の役場に行って加入手続をした。再雇用がいつになるか未定だったので、1か月ごとに町の役場で国民年金保険料を現金で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社の担当者に勧められたので、昭和49年10月に会社を退職した直後に国民年金に加入し、再雇用されるまでの間、毎月国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳等から、申立人は53年2月に国民年金に任意加入したことが確認でき、任意加入の場合は、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、申立期間当時、申立人は同一町内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、当時の会社の担当者や同僚等は既に他界していることなどから証言が得られず、申立人が申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月、44 年 4 月、同年 9 月、51 年 2 月から同年 3 月までの期間、61 年 9 月から同年 11 月までの期間、62 年 2 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び平成 3 年 1 月から同年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月
② 昭和 44 年 4 月
③ 昭和 44 年 9 月
④ 昭和 51 年 2 月から同年 3 月
⑤ 昭和 61 年 9 月から同年 11 月
⑥ 昭和 62 年 2 月
⑦ 昭和 62 年 5 月から同年 7 月
⑧ 平成 3 年 1 月から同年 2 月

私は、時期は定かではないが、職場の先輩に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料はどのように納付したか記憶にないが、納付したはずなので申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

また、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った記憶があると主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた区及び市においては、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立人が国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号には、厚生年金保険の記号番号が採用され

ており、申立人が所持している年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記載がないことから、申立人が厚生年金保険を脱退した際の国民年金への切替手続が適切に行われていなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 52 年 7 月まで

私は、昭和 38 年ごろに新聞で国民年金のことを知り、夫の勧めもあり国民年金の加入手続を行った。加入当時、国民年金手帳の交付は受けていない。国民年金保険料については、加入当初から、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年ごろに国民年金の加入手続を行い、加入当初から定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと主張しているが、付加保険料の納付が可能となったのは昭和 45 年 10 月からである上、申立人が納付していたとする定額保険料額及び付加保険料額は、当時の実際の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人は、国民年金に加入した際に、国民年金手帳は交付されなかったと主張しているが、申立人が居住していた区では、当時、国民年金手帳を区で保管しておらず、被保険者に交付していたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年 8 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2647

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、私の元妻は、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付していたと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人自身は保険料納付について直接関与しておらず、その元妻からも証言を得ることができないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、申立人の元妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その元妻は、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は元妻と連番で昭和 43 年 12 月に払い出されており、その時点で、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 44 年 2 月まで
② 昭和 44 年 3 月から 46 年 1 月まで
③ 平成元年 5 月 12 日から 2 年 9 月 15 日まで
④ 平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 9 月 3 日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間①の昭和 42 年 6 月から 44 年 2 月までは A 氏所有の漁船に、申立期間②の 44 年 3 月から 46 年 1 月までは B 社所属の漁船に、申立期間③の平成元年 5 月 12 日から 2 年 9 月 15 日までは C 社所属の船舶に、申立期間④の 2 年 12 月 1 日から 3 年 9 月 3 日までは D 社所属の漁船に、それぞれ乗船していたが、被保険者期間が欠落している。申立期間①及び②については機関長として乗船しており、また、申立期間③及び④については乗船を証明する船員手帳もあるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた者は、申立期間における A 氏所有船舶の被保険者となっていない。

また、社会保険事務局の保管する A 氏所有船舶に係る被保険者名簿について、申立期間及びその前後の期間の被保険者を調査したが、申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

申立期間②については、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた者は、申立期間における B 社の被保険者となっていない。

また、社会保険事務局の保管するB社の被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

申立期間③及び④については、船員手帳により乗船していたことが確認できる。

しかし、申立期間③については、当該船舶は船員保険の適用船舶となっておらず、申立期間④については、船員手帳に記載されている船長E氏のD社における申立期間に係る船員保険の記録が無い上、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた2名についても船員保険の記録は確認できない。

なお、船員について船員手帳を発行の上、雇入契約を行うことの雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が予め船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立期間①から④までの全期間について、船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の届出を行ったこと、及び申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除したことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 2 日まで

私は、平成 20 年 4 月に A 社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者期間照会申出書を提出したところ、同年 6 月に、照会の期間については脱退手当金支給済みとの回答書を受け取った。

しかし、脱退手当金は受け取っていないし、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間に係る B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 2 月 2 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 42 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 名に脱退手当金支給記録があり、その全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうち 1 名は事業所が本人に代わって脱退手当金の請求手続を行っていたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで
私はB社C所内のA社に、従業員である義兄の紹介で、昭和 46 年 3 月に正社員として就職し、48 年 12 月まで勤めた。健康保険被保険者証は会社から交付され、厚生年金保険料も給与から控除されていたにもかかわらず、この期間の年金記録が無いのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元上司の妻や同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事務担当者から聴取したところ「厚生年金保険の資格取得手続きについては、社長から指示のあった者についてのみ行っていた。」旨の証言があった。

また、申立人は申立期間について雇用保険に加入していない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、申立人の保険料控除についての具体的な記憶もあいまいである。

また、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から同年 9 月まで

私は、A市のB社に勤務し布団のセールスをしていた。同社における被保険者記録が全く無いが、勤務していたのは確かなので申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の営業所の所在地を記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に照会をしたところ、「人事記録は保存期間の終了により現存せず、申立人の職種である布団のセールスに従事していた者の雇用形態についても不明である。」との回答であった。

また、社会保険事務所の保管する被保険者原票により、申立期間に在職していた者に照会を行ったが、B社は社会保険については本社一括適用であることから、申立人の勤務していた事業所に在籍していた者を特定することができず、申立人とは異なる事業所に在籍していたものの、申立人と同様に布団のセールスに従事していた者に、同社における厚生年金保険の取扱いを聴取したものの、「当時の状況は不明である。」との供述しか得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録が確認できない。

なお、申立人は「社会保険事務所で、同姓同名及び同生年月日の記録はあるが本人と認められない、と言われた。」旨を述べているが、社会保険事務所の保管するB社に係る被保険者原票には申立人と同姓同名、同生年月日で同社に勤めていた者の記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで

私は、平成 19 年 3 月に社会保険事務所から、記録確認の手紙をもらい、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。同年 7 月、A 社会保険事務所に行き、厚生年金保険被保険者期間についての調査を依頼したが、脱退手当金支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取っておらず納得がいかないの、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1462

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで
社会保険事務所職員の訪問があり、53 万円の標準報酬月額が、平成 6 年 2 月から 8 万円に、同年 11 月から 9 万 2,000 円に減額されている。
納得できないので、調査の上、53 万円に修正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 2 月 28 日の後の同年 3 月 2 日に、8 万円又は 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として、厚生年金保険被保険者であったことが、商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「事業所の社会保険料を滞納したことは無く、標準報酬月額の遡及訂正について、社会保険事務所職員が訪問するまで知らなかった。」と述べているが、一方で「事業主印は自らが保管をし、書類に押印する権限も自分だけである。」とも述べており、代表取締役である申立人が標準報酬月額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効でないものと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 30 日まで
② 昭和 42 年 7 月 19 日から 47 年 12 月 21 日まで

私は、60 歳になる少し前に、社会保険事務所で年金額の試算をしてもらったが、脱退手当金が二度にわたって受給済みであると言われた。

しかし、私は脱退手当金を一度も請求も受給もしておらず、支給記録についても不可解な点があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録上、脱退手当金が2回支給されたことになっており、納得できない旨を主張しているが、申立人の脱退手当金は、オンライン記録上、昭和 36 年 4 月から 47 年 12 月までを対象期間とする 48 年 4 月支給の1回のみと記録されていたが、平成 16 年 5 月に申立人が社会保険事務所へ特別支給の老齢厚生年金の裁定請求書を提出した際、申立人に未統合であった年金記録（脱退手当金未支給期間：昭和 42 年 4 月から同年 7 月まで）が見付かったため、当該記録が対象期間の間に入り二つになったものと考えられ、その脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 48 年 4 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の国民年金の資格取得日が申立期間と重複する昭和 38 年 4 月となっていたこと踏まえると、加入手続を行った時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い上、申立

人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないというのをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 21 日から 39 年 1 月 1 日まで

A社B営業所を退社する際に脱退手当金に関する説明があったので、会社に手続を依頼した上、結婚の支度金として実家で受け取れるようにしてからCへ転居した。10年経過したところ、母が会社から届いた書類、印鑑等をそのまま持っていて、まだ脱退手当金は受給していないというので、母を同行して実家近くの社会保険事務所へ行ったが、「10年経過しており無効です。」と言われ受付してもらえなかった。脱退手当金を受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社B営業所を退社する際、同営業所から脱退手当金の説明を聞いて、脱退手当金の請求手続を依頼したと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年4月10日に支給決定されている上、被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す表示があるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は結婚のためCに転居する際に実家の母に脱退手当金を受領するように依頼しており、実家の母が脱退手当金を受け取っていないとの記憶以外に脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月ごろから 62 年 8 月ごろまで
私は、昭和 46 年 10 月ごろから 62 年 8 月までA社結婚式場「B」で営業部長として勤務していた。社会保険庁の記録によると、すべての記録が無いが、給料から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶している。この期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社及び関連会社である結婚式場Bの経営会社C社において勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社及びC社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、同僚によると、「A社及びC社の実質経営者は外国籍で、最初から厚生年金保険年金に入っていないことを知っていたので、私は自分で国民年金に加入した。」と述べており、オンライン記録において、その同僚の国民年金への加入記録が確認できる。

また、申立人とその妻は、申立期間当初から国民健康保険に加入していることが確認できる上、申立人も「当時の健康保険は国民健康保険であった。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 5 日から 43 年 10 月 6 日まで
社会保険事務所から、昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた記録と、42 年 10 月 5 日から 43 年 10 月 5 日まで C 社に勤務していた記録が無いという回答をもらった。当時の給料の額や保険料のことは覚えていないが、正社員として間違いなく働いていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社は、人事規程により人事関係書類の保存期限が過ぎていることから、申立人の在籍は分からないと回答している。

また、申立人は当時の上司や同僚の名前を記憶していないことから、申立期間に申立人が A 社に在職し、厚生年金保険の加入や保険料の控除に係る証言を聴取することができない。

さらに、社会保険庁が保管している申立期間の A 社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、また申立人の給与から保険料を控除していたことをうかがわせる資料等も無いことから、確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録が確認できない上、C 社は、「会社の設立が昭和 46 年 12 月 20 日で、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 47 年 3 月 1 日であることから、設立以前に申立人が在職していたとしても、厚生年金保険料を給料から控除することは考えられない。」旨回答している。

また、申立人は当時の上司や同僚の名前を記憶していないことから、申

立期間に申立人がC社に在職していたことや、厚生年金保険の加入、保険料の控除に係る証言を聴取することができない。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年3月1日以降の社会保険庁の職歴照会審査回答票に申立人の名前は無く、また申立人の給与から保険料を控除していたことをうかがわせる資料等も無いことから、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月 21 日まで
② 昭和 42 年 11 月から 43 年 9 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の記録が無いが、A社（現在は、B社）に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録における資格取得日は昭和 41 年 3 月 21 日となっており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の資格取得日と一致している。

また、A社は、当時の人事及び給与関係の書類を保存しておらず、同僚から聴取しても、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

申立期間②について、同僚の供述から、申立人が申立期間②において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は当該期間において雇用保険に加入しておらず、複数の同僚から聴取したものの、申立人のA社における勤務実態を確認することができなかった。

また、当時のA社の事業主と申立人が当時の経理担当として挙げた同僚は、既に死亡しており供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 22 日まで
② 昭和 37 年 7 月 28 日から 42 年 3 月 22 日まで
社会保険庁の記録では、A社とB社に勤務していた期間については、脱退手当金で清算済みということになっている。しかし、私は、脱退手当金の請求手続きは行っていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年7月17日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 10 月 30 日まで
昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 10 月 30 日までの期間についてはA社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務場所、勤務内容及び同僚の名前を記憶していることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、申立人がA社を退職した後就職した事業所において発行された年末調整時の給与所得源泉徴収票をみると、前会社であるA社分の社会保険料控除額が「0」と記載されていることから、当時、申立人については、A社において社会保険料を控除されていなかったと考えられる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、申立人が記憶している同僚も、申立てに係る事業所における被保険者記録が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 20 日まで
私は昭和 28 年 4 月から 37 年 12 月まで A 社に勤務していた。退職後、社会保険庁の記録ではその期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、脱退手当金は受けてはいない。

A 社を退職した際に総務の方から大切なものなのでと言われ、厚生年金保険被保険者証を受け取った。

その後、子育てで忙しく、自分では請求などしていない上、子育てが一段落し、B 社に就職した際に A 社の厚生年金保険被保険者証を渡し、年金番号がつながったとの返答を得た記憶もある。よって、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から昭和 38 年 2 月 20 日に当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 39 年 3 月ごろまで

私は、高校卒業後、知人の紹介でCにあるA社に入社し、約2年間帳場の事務として働いた。このように年金の事で騒ぎになる前から二度にわたり社会保険事務所にA社の厚生年金保険の期間照会を依頼したが記録は無く、ねんきん特別便にも記載が無かった。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ帳場に勤務していた同僚の証言及び申立人がA社退職後に就職したB事業所が保管していた申立人の履歴書から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は自宅から通勤していたため始業時間について、同僚は6時前に業務開始していたが、申立人は7時過ぎになってしまうことが常であったとしているほか、B事業所が保管していた申立人の昭和40年3月当時の履歴書において、37年4月から40年3月の時点まで自宅で珠算塾を営んでいること、37年11月にA社に入社後、39年3月に「A社退社(臨時)」と記載していることから、申立人のA社における就労は、雇用形態が他の従業員とは異なるものであったと考えられる。

また、社会保険事務所に保管するA社の被保険者原票において、申立人の名前は見当たらない上、申立期間における健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は平成12年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に当時の状況について照会したものの回答が得られないことから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関

する関連資料が得られない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 31 日から 57 年 11 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社で昭和 42 年 8 月 31 日に資格喪失となっているが、退職したのは 57 年 10 月末である。私は同社に夫と同期入社し一緒に退職しており、夫婦で店の 2 階又は敷地内の社宅に住んでいた。夫には正しく被保険者記録があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚が、「申立人は出産後、勤務時間が不定期で、正社員では無いと思う。」、「申立人のことをパートかアルバイトだと思っていた。」と証言しており、申立人自身も、「子供が大きくなるまでは、勤務時間が減った。」と述べているところ、申立期間における申立人の勤務形態は、厚生年金保険の被保険者となり得なかった可能性がうかがえる。

また、B厚生年金基金では、「A社は昭和 44 年 6 月 1 日から基金の加入事業所となっているが、被保険者記録の中に申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、A社で社会保険の事務を担当していた事業主及びその配偶者は既に死亡しているため、証言は得られなかった。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事及び給与関係書類を確認できず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から3年2月28日まで
社会保険庁の記録では、平成元年7月1日から3年2月28日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額より著しく低くなっている。私は滞納した厚生年金保険料の件で社会保険事務所に相談したことはあるが、標準報酬月額を訂正する話の記憶は無いので、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年2月28日の後の同年3月7日付けで、元年7月から同年11月までは6万8,000円に、同年12月から3年1月までは8万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖事項全部証明書により認められる。

また、申立人は、「滞納した厚生年金保険料の件で社会保険事務所に相談したことはあるが、標準報酬月額を訂正する話の記憶は無い。」と主張しているが、「事業主印を使えるのは自分だけであり、他の者が印鑑を持ち出すことはできない。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年6月1日まで
② 昭和34年3月1日から同年12月18日まで

私は、申立期間①についてはA軍基地内の家族内の要望によりドレスメーカーとして、申立期間②については同基地内のクラブでキャッシャーとして勤務していたが、当該期間について脱退手当金を受け取ったことになっていることを知り、とても驚いた。

私は退職後すぐに結婚し、転居もした。脱退手当金について聞いたことはなく、受給の手続をした覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿において資格喪失し、脱退手当金の受給資格があるすべての女性の脱退手当金の支給記録を調査したところ、41名中29名に支給記録が確認でき、そのうち連絡先が把握できた2名は、いずれも「退職時に事業所から脱退手当金の説明を受け、受給手続を強く勧められた。」と証言している上、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度施行前であったことを踏まえると、申立人も同様の説明を受けていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の後日本を出国する前の昭和36年5月16日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年5月10日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月21日から6年6月29日まで

D社会保険事務所から連絡があり確認したところ、夫のA社における平成5年8月21日から6年6月29日までの期間の標準報酬月額が8万円と記録されていた。当時の標準報酬月額は30万円くらいであったと記憶しており、明らかに違うので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年6月29日)より後の同年7月6日に、被保険者資格取得時の5年8月21日に遡^{さかのぼ}って38万円から8万円に標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人が、A社の役員ではないことが確認できる。

しかし、申立人はA社から報酬を得ていたと同時にB社の代表取締役でもあり、他方、A社の代表取締役であるC氏は同時にB社の従業員として同社から報酬を得ていたが、社会保険庁の記録から、B社も、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年4月29日)より後の同年7月27日に、4年8月に遡^{さかのぼ}って月額変更届が提出され、C氏の標準報酬月額が減額されたことが41万円から8万円に確認できる。

また、社会保険庁の記録及び商業登記簿謄本から、A社及びB社は所在地が同一であったことが確認でき、前述のように厚生年金保険の適用事務所でなくなった日及び標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さかのぼ}及訂正処理が近接した日に行われ

ている上、複数の同僚が「A社及びB社を含む5社が同一の所在地にあり、各社は仕切りの無い室内に混在して業務を行っていた。」と述べていることから、それらの会社は密接な関係を有していた状況がうかがわれ、申立人は、当該減額処理について同意していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びC氏を含む当時の経営にかかわっていた数名の者は、死亡又は所在不明であり、事情を聴取することはできなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に A 鉱業所に係る厚生年金保険の記録を確認に行ったところ、昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 20 日までの加入記録しかないとの回答があった。30 年 5 月 1 日から同事業所に勤務していたので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 鉱業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。しかし、同僚の経理担当者は、「同事業所には試用期間があり、人によって異なったが、入社して 1 年から 2 年後に厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

また、ほかの同僚は、「私は入社して 1 年以上たってから厚生年金保険に加入している。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の保管する A 鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和 32 年 5 月 1 日と記載されている。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
私は昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで、A社で働いたが、社会保険庁の記録では、私の被保険者期間が 30 年 5 月 1 日から 31 年 7 月 1 日までの 14 か月間しかないので納得できない。
空白である期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の事業主の代理人は、昭和 35 年以前の記録を保存していないため、申立人の勤務期間については不明としている。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚に照会したものの、いずれも申立人を覚えていないとしており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する被保険者名簿を確認したところ、ほかの同僚の備考欄には、健康保険被保険者証の更新と思われる印が毎年押されているところ、申立人の欄については、昭和 30 年の一度のみであり、申立期間については印が無いことから、健康保険被保険者証の更新はされておらず、申立期間に社会保険制度に加入していなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書等の保存はしていないなど、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年11月5日まで
社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者になっていない。私は、平成3年11月1日からA社を友人と設立して厚生年金保険料を支払っていた。当該期間について厚生年金保険被保険者であったとことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄労働局の記録によるとA社は、有料職業紹介業者として許可されていること、及び申立人の記憶から、申立人は、申立期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、「同事業所は、個人経営の事業所であり、従業員は3名であった。」旨供述していることから、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険の任意包括適用事業所の申請を行っていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から30年4月1日まで

私は、A市役所に昭和27年10月1日から31年10月14日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間に臨時技術員として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所から提出された在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同市役所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A市役所は昭和52年4月1日に厚生年金保険に新規適用されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上述の同僚及びA市役所から、同市役所が厚生年金保険の適用事業所となる以前の厚生年金保険料について、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、A市役所は申立期間当時、強制適用（加入が義務づけられる）事業所ではなく、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から同年 8 月 30 日まで

私は、A社の事業主として建設関係の仕事をしていた。社会保険庁の記録では、平成4年7月1日から同年8月30日までの標準報酬月額が引き下げられている。当時、会計士と相談しながら自身で社会保険の手続を行っていたが、余り手続には詳しくなかったため、標準報酬月額が引き下げられているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を26万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年8月30日）の後の5年2月4日付けで、さかのぼって8万円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は申立期間当時「社会保険の手続は自身で行っていた。遡^{そきゅう}及した記録訂正に係る届出を誰が行ったかは分からないが、会社側は自分しかいない。」と述べていることから、標準報酬月額の減額について同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。